

適合状況項目表（公共的施設）の作成について

※動物園等/公共交通機関の施設を除く

① 施設用途

② 用途面積

m²

※複数の用途にわたるものは、用途別にそれぞれ作成

※複合用途建築物に該当する場合(用途面積1,000㎡以上は、共有部分の施設に関するものも作成)

●施設用途は次のとおりです。

施設用途	用途の説明
1 官公庁施設	国、地方公共団体及び第12条各号に掲げる者の事務又は事業の用に供するもの
2-① 学校等	学校等（学校、専修学校、各種学校）
2-② 教育文化施設	図書館、博物館、集会場等
2-③ 動物園等	動物園、植物園、遊園地
3-① 無床診療所	診療所のうち病室を有しないもの
3-② 医療施設	病院又は診療所（3-①を除く）
4 福祉施設	社会福祉施設等
	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設及び同法第10条の2第1項に規定するこども家庭センター
	(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設
	(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設
	(4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項及び第4項に規定する事業を行う施設、同法第5条の3に規定する老人福祉施設並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
	(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子・父子福祉施設
	(6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院
	(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護を行う施設及び同条第8項に規定する短期入所を行う施設（同条第11項に規定する障害者支援施設を除く。）、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター並びに同条第28項に規定する福祉ホーム
	(8) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設及び同条第3項第11号に規定する隣保館等の施設
	(9) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設
	(10) (1)から(9)までに掲げる施設に類するもの
5-① 金融機関等	公益事業・金融機関等の事務所・営業所
5-② 商業施設	物品販売業・飲食店・サービス業等
7 駐車場	駐車情報第2条第2号に規定する路外駐車場
8-① 寄宿舍	寄宿舍
8-② 共同住宅	共同住宅
9 事務所	事務所（5に該当するものを除く）
10 宿泊施設	旅館業（下宿営業を除く）
11 公衆浴場	公衆浴場

12 地下街等	消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2第1項に規定する地下街及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（16の3）項に掲げる建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの
13 運動施設	体育館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場
14 興行・遊興施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場及び遊技場
15 展示施設	展示場
16 工場	工場
17 公衆便所	公衆便所
18 複合用途建築物	2以上の異なる用途に供する建築物（異なる用途に供する部分が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。）

適合状況項目表（公共交通機関の施設以外の公共的施設（動物園等以外の公共的施設）用）

名称					
所在地					
項目	整備基準	適合状況		備考	チェック
1 敷地内通路等	(1) 敷地内の通路の構造				
	ア 表面は、粗面、又は滑りにくい材料による仕上げ	☐ 適	☐ 否		
	イ 段の構造				
	(7) 手すりの設置	☐ 適	☐ 否		
	(4) 踏面の端部と周囲の部分との容易な識別	☐ 適	☐ 否		
	(9) つまずきの原因となるものを設けない構造	☐ 適	☐ 否		
	ウ 傾斜路の構造				
	(7) 次の傾斜がある部分には、手すりを設置 ・勾配が1/12を超える傾斜 ・高さ16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜	☐ 適	☐ 否		
		勾配	1 /		
		高さ		cm	
	(4) 前後の通路との容易な識別	☐ 適	☐ 否		
	(2) 主たる経路を構成する敷地内通路の構造				
	ア 有効幅員は、140cm以上	☐ 適	☐ 否		
				cm	
	イ 階段又は段を設けない。 (ウの傾斜路又はエレベーター等を併設する場合は除く)	☐ 適	☐ 否		
	ウ 傾斜路の構造				
	(7) 有効幅員は、 ・段に代わるもの 140cm以上 ・段に併設するもの 90cm以上	☐ 適	☐ 否		
		代わるもの		cm	
		併設するもの		cm	
	(4) 勾配は、1/12以下 (高さ16cm以下の場合は、1/8以下)	☐ 適	☐ 否		
		勾配	1 /		
		高さ		cm	
	(9) 高さ75cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える場合は、高さ75cm以内ごとに路幅150cm以上の踊場の設置	☐ 適	☐ 否		
		高さ		cm	
エ 戸の構造					
(7) 有効幅員は、90cm以上	☐ 適	☐ 否			
			cm		
(4) 障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	☐ 適	☐ 否			
オ 排水溝には、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋の設置	☐ 適	☐ 否			
2 傾斜路	(1) 有効幅員は、120cm以上 (段に併設するもの場合は、90cm以上)	☐ 適	☐ 否		
		代わるもの		cm	
		併設するもの		cm	
	(2) 縦断勾配は、1/12以下 (高低差16cm以下の場合は、1/8以下)	☐ 適	☐ 否		
		勾配	1 /		
		高低差		cm	
	(3) 高低差75cm以内ごとに、路幅150cm以上の踊場の設置	☐ 適	☐ 否		
		高低差		cm	

項目	整備基準	適合状況		備考	チェック
	(4) 両側には、側壁又は高さ5cm以上の立ち上がり部の設置 (側面が壁面である場合を除く。)	☐ 適	☐ 否		
				cm	
	(5) 適切な高さの手すりの設置	☐ 適	☐ 否		
	(6) 表面は、粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	☐ 適	☐ 否		
	(7) 前後の廊下等との容易な識別	☐ 適	☐ 否		
	(8) 端部は、車椅子の回転に支障がない構造	☐ 適	☐ 否		
3 駐車場	(1) 車椅子使用者用駐車区画の設置 (駐車台数の総数 台) (200台以下の場合1/50以上、200台を超える場合1/100+2以上) ※当該区画を車椅子対応機械式駐車場として整備する場合は次を明示 ・乗降スペースが水平な場所であること ・車椅子使用者が円滑に利用できる構造であること	☐ 適	☐ 否	車椅子使用者用駐車区画 区画	
	(2) 車椅子使用者用駐車区画の構造				
	ア 幅は、350cm以上	☐ 適	☐ 否		
				cm	
	イ 駐車場の出入口又は4に定める構造の出入口等までの経路の長さができるだけ短くなる位置であって、水平な場所に設置	☐ 適	☐ 否		
接続する通路の構造	ア 有効幅員は、140cm以上	☐ 適	☐ 否		
				cm	
	イ 階段又は段を設けない。 (ウの傾斜路又はエレベーター等を併設する場合は除く)	☐ 適	☐ 否		
	ウ 傾斜路の構造				
	(7) 有効幅員は、 ・段に代わるもの 140cm以上 ・段に併設するもの 90cm以上	☐ 適	☐ 否		
	代わるもの			cm	
	併設するもの			cm	
	(4) 勾配は、1/12以下 (高さ16cm以下の場合は、1/8以下)	☐ 適	☐ 否		
	勾配	1 /			
	高さ			cm	
	(9) 高さ75cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	☐ 適	☐ 否		
	高さ			cm	
	エ 戸の構造				
	(7) 有効幅員は、90cm以上	☐ 適	☐ 否		
			cm		
(4) 障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	☐ 適	☐ 否			
オ 排水溝には、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋の設置	☐ 適	☐ 否			
4 出入口等	(1) 主要な出入口等の構造				
	ア 有効幅員は、90cm以上	☐ 適	☐ 否		
				cm	
	イ 障害者等の通行の支障となるような段を設けない	☐ 適	☐ 否		
	ウ 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	☐ 適	☐ 否		
	エ 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	☐ 適	☐ 否		
	(2) 主要な出入口等以外の出入口の構造				
	ア 有効幅員は、80cm以上	☐ 適	☐ 否		
				cm	
	イ 障害者等の通行の支障となるような段を設けない	☐ 適	☐ 否		
	ウ 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	☐ 適	☐ 否		
	エ 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	☐ 適	☐ 否		

項目	整備基準	適合状況		備考	チェック	
5 廊下等	(1) 廊下等の表面は、粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	☐ 適	☐ 否			
	(2) 主たる経路を構成する廊下等の構造					
	ア 有効幅員は、120cm以上	☐ 適	☐ 否			
				cm		
	イ 段を設けない。 (2に定める構造の傾斜路又はエレベーター等を併設する場合は除く)	☐ 適	☐ 否			
	ウ 端部は、車椅子の転回に支障のない構造であり、かつ、50m以内ごとに、車椅子の転回に支障がない場所を確保	☐ 適	☐ 否			
	エ 適切な高さの手すりの設置	☐ 適	☐ 否			
オ 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	☐ 適	☐ 否				
6 階段	(1) 主たる階段は、回り階段としない。	☐ 適	☐ 否			
	(2) つまずきの原因となるものを設けない構造	☐ 適	☐ 否			
	(3) 適切な高さの手すりを設置	☐ 適	☐ 否			
	(4) 表面は、粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	☐ 適	☐ 否			
	(5) 踏面の端部と、周辺部分との容易な識別	☐ 適	☐ 否			
7 エレベーター	(1) エレベーターの設置義務（遵守） ※該当しない場合にも設置の努力義務あり	☐ 有	☐ 無			
	・直接屋外へ通ずる主要な出入口等がない階がある	出入口等のない階	☐ 有・ ☐ 無			
	・床面積が1,000㎡以上	床面積		㎡		
	・利用者の利用に供する階数が4以上	階数		階		
	エレベーターの構造	ア 籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80cm以上	☐ 適	☐ 否		
			籠		cm	
			昇降路		cm	
		イ 籠の内のり幅は140cm以上、内のり奥行きは135cm以上で、籠の構造は車椅子の転回に支障がない構造 ※共同住宅（共同住宅・寄宿舍）・事務所・工場については、電動車椅子使用者が乗降できる構造の籠（幅100cm以上、奥行120cm以上が目安）を整備すれば「適」とする。	☐ 適	☐ 否		
			幅		cm	
			奥行き		cm	
		ウ 戸は、障害者等が円滑に利用できる構造、戸の開閉時間を制御する装置を設置	☐ 適	☐ 否		
			構造	☐ 適・ ☐ 否		
		装置	☐ 有・ ☐ 無			
		エ 籠内に、適切な高さの手すり及び戸の開閉状態等を確認することができる鏡の設置	☐ 適	☐ 否		
			手すり	☐ 有・ ☐ 無		
		鏡	☐ 有・ ☐ 無			
		オ 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置	☐ 適	☐ 否		
		カ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、視覚障害者が円滑に操作できる構造（点字及び文字等の浮き彫り、音声案内等）	☐ 適	☐ 否		
		キ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設置	☐ 適	☐ 否		
		ク 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設置	☐ 適	☐ 否		
		ケ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設置	☐ 適	☐ 否		
		コ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設置	☐ 適	☐ 否		
		サ 乗降ロビーは高低差がなく、その有効幅員及び有効奥行きは、150cm以上	☐ 適	☐ 否		
	高低差なし		☐ 適・ ☐ 否			
	幅			cm		
	奥行き		cm			

項目	整備基準	適合状況	備考	チェック
8 便所	(1) 不特定多数利用便所の設置 設置必要数 (⇒ 別紙1) 0	☐ 適 ☐ 否		
		不特定多数利用便所		
	(2) 不特定多数利用便所の構造			
	ア 便所の出入口の有効幅員は、80cm以上	☐ 適 ☐ 否		
			cm	
	イ 便所の出入口の戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	☐ 適 ☐ 否		
	ウ 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	☐ 適 ☐ 否		
	エ 障害者等が円滑に利用できる便所の構造			
	(7) 障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置 ※(3)(4)車椅子使用者用便房を設ける場合、(7)の便房を設置したとみなす。	☐ 適 ☐ 否		
		腰掛便座 ☐ 有・ ☐ 無		
		手すり ☐ 有・ ☐ 無		
	(イ) 出入口の構造			
	a 有効幅員は、80cm以上	☐ 適 ☐ 否		
			cm	
	b 障害者等の通行の支障となるような段を設けない	☐ 適 ☐ 否		
	c 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後の高低差がない	☐ 適 ☐ 否		
	オ 障害者等が円滑に利用できる構造で、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器の設置	☐ 適 ☐ 否		
		手すり ☐ 有・ ☐ 無		
		鏡 ☐ 有・ ☐ 無		
	(3)(4) 車椅子使用者用便房の設置 設置必要数 (⇒ 別紙2) 0	☐ 適 ☐ 否		
	車椅子使用者用便房			
車椅子使用者用便房の構造	ア 有効幅員は、80cm以上	☐ 適 ☐ 否		
			cm	
	イ 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	☐ 適 ☐ 否		
	ウ 出入口は、主たる経路に接続	☐ 適 ☐ 否		
	エ 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置	☐ 適 ☐ 否		
		腰掛便座 ☐ 有・ ☐ 無		
		手すり ☐ 有・ ☐ 無		
		洗面器 ☐ 有・ ☐ 無		
		鏡 ☐ 有・ ☐ 無		
	オ 車椅子使用者が円滑に利用できるように、十分な空間を確保	☐ 適 ☐ 否		
カ 出入口に、車椅子使用者用便房である旨(介助用大型ベッドを設けた場合は、その旨を含む。)を分かりやすい方法で表示	☐ 適 ☐ 否			
(5) 次に定める構造の便房等を設置				
イ 乳幼児用の椅子を設けた便房を設置し、便房の出入口に、その旨を分かりやすい方法で表示	☐ 適 ☐ 否			
	設置 ☐ 有・ ☐ 無			
	表示 ☐ 適・ ☐ 否			
エ 乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備を設置	☐ 適 ☐ 否			
※施設内の他の場所におむつ交換のための設備を設置している。(授乳室等)	☐ 該当(設置有) ☐ 非該当(設置無)			

項目	整備基準	適合状況		備考	チェック	
	カ 障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所の構造					
	幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園であるか。	☐ 該当	☐ 非該当			
	(7) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置	☐ 適	☐ 否			
		腰掛便座	☐ 有・ ☐ 無			
		手すり	☐ 有・ ☐ 無			
		洗面器	☐ 有・ ☐ 無			
		鏡	☐ 有・ ☐ 無			
	(イ) 出入口に、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所である旨を分かりやすい方法で表示	☐ 適	☐ 否			
	キ 出入口に、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所等を設けた便所である旨を当該便所等の有する機能に応じて、分かりやすい方法で表示	☐ 適	☐ 否			
		乳幼児用の椅子	☐ 有・ ☐ 無			
		おむつ交換設備	☐ 有・ ☐ 無			
		水洗器具を設けた便所	☐ 有・ ☐ 無			
(6) 男子用小便器は、手すり付きの床置き小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さ35cm以下)その他これらに類する小便器 同一敷地内の近接する位置にある施設にある便所に設けられている場合は、「適」とする。 ※当該施設との位置関係を示すもの・敷地内通路・当該施設に設けられている便所の構造を示す図書等を添付する。	☐ 適	☐ 否				
9 浴室、シャワー室等	(1) 出入口の構造					
	ア 有効幅員は、80cm以上	☐ 適	☐ 否			
				cm		
	イ 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	☐ 適	☐ 否			
		(2) 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置	☐ 適	☐ 否		
			浴槽	☐ 適・ ☐ 否		
			シャワー	☐ 適・ ☐ 否		
	手すり	☐ 適・ ☐ 否				
(3) 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保	☐ 適	☐ 否				
(4) 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	☐ 適	☐ 否				
10 客室	以下に定める構造の客室の設置 (客室数の総数 室)	☐ 適	☐ 否			
	(客室数の総数が100室以下の場合1室以上、100室を超える場合1/100以上)			室		
	(1) 出入口の構造					
	ア 有効幅員は、80cm以上	☐ 適	☐ 否			
				cm		
	イ 戸は、障害者等が容易に開閉できる構造で、かつ、前後に高低差がない	☐ 適	☐ 否			
		(2) 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	☐ 適	☐ 否		
		(3) 必要に応じて、手すりの設置	☐ 適	☐ 否		
	(4) 車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な広さを確保	☐ 適	☐ 否			
	(5) ベッドは、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保	☐ 適	☐ 否			

項目	整備基準	適合状況	備考	チェック	
客室の構造	(6) 便所の構造				
	ア 車椅子使用者用便所の構造				
	(7) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置	☐ 適 ☐ 否			
		腰掛便座 ☐ 有・ ☐ 無			
		手すり ☐ 有・ ☐ 無			
		洗面器 ☐ 有・ ☐ 無			
		鏡 ☐ 有・ ☐ 無			
	(4) 車椅子使用者が円滑に利用できるように、十分な床面積を確保	☐ 適 ☐ 否			
	イ アに定める構造の便房及び便所の出入口の構造				
	(7) 有効幅員は、80cm以上	☐ 適 ☐ 否			
	(4) 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	☐ 適 ☐ 否			
	(7) 浴室、シャワー室の構造				
	ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置	☐ 適 ☐ 否			
		浴槽 ☐ 有・ ☐ 無			
		シャワー ☐ 有・ ☐ 無			
		手すり ☐ 有・ ☐ 無			
	イ 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保	☐ 適 ☐ 否			
	ウ 出入口の構造				
	(7) 有効幅員は、80cm以上	☐ 適 ☐ 否			
(4) 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	☐ 適 ☐ 否				
エ 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	☐ 適 ☐ 否				
11 客席及び舞台	客席設置の有無	☐ 有 ☐ 無			
	(1) 車椅子使用者用客席の設置 ⇒ 別紙3	☐ 適 ☐ 否			
	車椅子使用者用客席の構造	ア 幅は90cm以上、奥行きは140cm以上	☐ 適 ☐ 否		
			幅		
			奥行き		
		イ 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	☐ 適 ☐ 否		
		ウ 車椅子使用者用客席に至る通路の構造			
	(7) 有効幅員は、120cm以上	☐ 適 ☐ 否			
	(4) 段を設けない。 (2に定める構造の傾斜路又はエレベーター等の併設する場合を除く)	☐ 適 ☐ 否			
(7) 端部は、車椅子の転回に支障のない構造であり、かつ、50m以内ごとに、車椅子転回に支障がない場所を確保	☐ 適 ☐ 否				
(2) 障害者等が支障なく客席又は舞台袖口から舞台上上がることができる経路の確保	☐ 適 ☐ 否				

項目	整備基準	適合状況		備考	チェック
12 標識及び案内設備	(1) 次の場所の付近に標識を設置 ・車椅子使用者用駐車区画 ・エレベーター等 ・8の項(3)(5)に定める構造の便房を備えた便所 ※車椅子使用者用便房/乳幼児用の椅子を備えた便房/ 水洗器具を備えた便房) ・授乳及びおむつ交換のための場所 ・介助用大型ベッド(車椅子使用者用便房以外の場所に設けた場合)	○ 適	○ 否		
		車椅子使用者用駐車区画	○ 有・○ 無		
		エレベーター等	○ 有・○ 無		
		8(3)(5)の構造の便所	○ 有・○ 無		
		授乳・おむつ交換場所	○ 有・○ 無		
		介助用大型ベッド	○ 有・○ 無		
	(2) 案内板その他の設備の設置	○ 適	○ 否		
		案内所	○ 有・○ 無		
	ア 次の設備の配置を表示した案内板その他の設備を設置 (容易に視認できる場合は「適」とする。) ・車椅子使用者用駐車区画 ・エレベーター等 ・8の項(3)(5)に定める構造の便房を備えた便所 ・授乳及びおむつ交換のための場所 ・介助用大型ベッド(車椅子使用者用便房以外の場所に設けた場合)	○ 適	○ 否		
		車椅子使用者用駐車区画	○ 有・○ 無		
		エレベーター等	○ 有・○ 無		
		8(3)(5)の構造の便所	○ 有・○ 無		
		授乳・おむつ交換場所	○ 有・○ 無		
		介助用大型ベッド	○ 有・○ 無		
	イ 次の設備の配置を点字及び文字の浮き彫り、音声等により視覚障害者に示すための設備を設置 ・エレベーター等 ・8の項(3)(5)に定める構造の便房を備えた便所 ・授乳及びおむつ交換のための場所 ・介助用大型ベッド(車椅子使用者用便房以外の場所に設けた場合)	○ 適	○ 否		
		エレベーター等	○ 有・○ 無		
		8(3)(5)の構造の便所	○ 有・○ 無		
		授乳・おむつ交換場所	○ 有・○ 無		
		介助用大型ベッド	○ 有・○ 無		
	(3) 標識、案内板及びその他の設備の設置にあたり、見分けやすい色の組合せにより、明度差、色相差及び彩度差を確保するよう配慮	○ 適	○ 否		
13 誘導設備	非常口とするものには、段を設けない	○ 適	○ 否		
14 カウンター及び記載台又は公衆電話台	カウンター及び記載台又は公衆電話台の有無	○ 有	○ 無		
	(1) 高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さで、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蔵込み	○ 適	○ 否		
	(2) 公衆電話機は、障害者等が円滑に利用できる構造	○ 適	○ 否		

項目	整備基準	適合状況		備考	チェック
15 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	(1) 道等から12(2)イに定める構造の設備又は案内所までの経路の構造				
	ア 線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせた敷設又は音声等による誘導設備の設置 ※以下に該当する経路は除く ・進路変更のない風除室内 ・用途面積200㎡未満の建築物で、案内所から主要な出入口を容易に視認でき、人等による誘導が実施される経路（備考2を参照）	☐ 適	☐ 否		
	イ 敷地内の通路の点状ブロック等の敷設				
	(ア) 車路に近接する部分	☐ 適	☐ 否		
	(イ) 段がある部分又は傾斜のある部分の上端に近接する部分 ※傾斜のある部分については、以下のものは除く ・勾配が1/20以下のもの ・高さが16cm以下、かつ勾配が1/12以下のもの	☐ 適	☐ 否		
	(2) 点状ブロック等の敷設、又は、音声等の方法による誘導設備の設置				
	ア 傾斜路又は階段の上端及び下端に近接する廊下等の部分	☐ 適	☐ 否		
		傾斜路	☐ 有・ ☐ 無		
		階段	☐ 有・ ☐ 無		
	イ 傾斜路の傾斜がある部分の上端に近隣する踊場 ※傾斜のある部分については、以下のものは除く ・勾配が1/20以下のもの ・高さが16cm以下、かつ勾配が1/12以下のもの ※踊り場は以下のものは除く ・駐車場に設けるもの ・傾斜のある部分と連続して手すりを設けるもの	☐ 適	☐ 否		
	ウ 主要な出入口又は各利用居室相互間の経路の出入口の戸の前後部分	☐ 適	☐ 否		
	エ 階段の段のある部分の上端に近接する踊場 ※踊り場は以下のものは除く ・駐車場に設けるもの ・段のある部分と連続して手すりを設けるもの	☐ 適	☐ 否		
	オ その他の注意喚起する場所（エスカレーターの端部等）	☐ 適	☐ 否		
	(3) 必要に応じて、点字その他の案内設備を手すりの端部に設置				
	ア 2に定める構造の傾斜路	☐ 適	☐ 否		
	イ 5に定める構造の廊下等	☐ 適	☐ 否		
	ウ 6に定める構造の階段	☐ 適	☐ 否		
	(4) 点字、その他の案内設備を出入口に設置				
	ア 8に定める構造の便所	☐ 適	☐ 否		
	イ 10に定める構造の客室	☐ 適	☐ 否		
	(5) エスカレーターのくし板はステップ部と区別しやすい色	☐ 適	☐ 否		
16 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	(1) 利用者の案内、呼出しのための窓口等には、文字情報表示設備の設置	☐ 適	☐ 否		
	(3) 利用者の利用に供する会議室には、スクリーン等及びスクリーン等に文字を映し出せる機器を設置	☐ 適	☐ 否		
	(5) 利用者の利用に供する客席には、難聴者の聴力を補う設備を設置	☐ 適	☐ 否		
17 授乳及びおむつ交換場所	(1) 授乳及びおむつ交換のための場所の構造				
	ア 出入口は、乳幼児同伴者の利用に配慮した有効幅員を確保	☐ 適	☐ 否		
	イ 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	☐ 適	☐ 否		
	ウ 出入口は、主たる経路に接続	☐ 適	☐ 否		
	エ 出入口に、授乳及びおむつ交換のための場所である旨を分かりやすい方法で表示	☐ 適	☐ 否		

備考1 12(3)の備考欄には、明度差等の確保の配慮に係る確認の方法（目視、白黒コピー、シミュレーションソフト、利用者の意見聴取等）について記載してください。

備考2 用途面積が200平方メートル未満の建築物内において、案内所から直接屋外に通ずる主要な出入口を容易に視認でき、当該出入口から当該案内所までの間の経路において人等による誘導が適切に実施される場合は、15（1）アの備考欄には、視認の方法及び人等による誘導の方法のほか、その旨の表示をするときは、表示方法を併せて記載してください。（書ききれない場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。）

不特定多数利用便所に係る必要数及び配置について

(この資料も添付してください)

○不特定多数利用便所の必要数算定

・不特定多数の者が利用する階の数 … (A)・(A)のうち便所設置階から除外する階の数 … (B) ①～④の計

①同一敷地内の近接する位置にある施設に不特定多数利用便所が設置

除外する数 (除外する階: 地上階)

※ 当該施設との位置関係を示すもの・敷地内通路・当該施設に設けられている便所の構造を示す図書等を添付してください。

②不特定多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい

除外する数 (除外する階:)

③不特定多数の者の滞在時間が短い

除外する数 (除外する階:)

④管理運営上、設置することが困難

除外する数 (除外する階:)

・設置が困難である理由

不特定多数利用便所の必要数 … (A - B)

○不特定多数利用便所の配置

不特定多数利用便所を必要数算定の基礎とした階と同一の位置に配置しているか。

☐ 同じ☐ 異なる・基礎とした階 ・配置した階

・不特定多数利用便所を利用する上で支障がないと考える理由

車椅子使用者用便房に係る必要数及び配置について

○車椅子使用者用便房の必要数算定

(この資料も添付してください)

全体
必要数

=

(A)
小規模階に
設置すべき数

+

(B)
大規模階に
設置すべき数

+

(C)
その他の階に
設置すべき数

-

(D)
近接した施設
の便房数(地上階)

上記の計算結果が「0」になる場合「1」とする

- ・小規模階（床面積が1,000㎡未満）である階

0

 … (A)

該当階	床面積(㎡)	該当階	床面積(㎡)
	㎡		㎡
	㎡		㎡
	㎡		㎡

※行が不足する場合は、追加してください。

小規模階の
合計床面積

0 ㎡ / 1,000 =

0

※床面積には、不特定多数の者等が利用しない部分(バックヤード等)は含まない。

- ・大規模階（床面積が10,000㎡超）である階

0

 … (B)

該当階	床面積(㎡)	便所設置数	必要数
	㎡		
	㎡		
	㎡		
	㎡		
	㎡		

※行が不足する場合は、追加してください。

- ・上記に該当しない階

0

 … (C)

区分	階数	該当階
便所設置階であるもの		
便所設置なし		

- ・同一敷地内の近接する位置にある施設にある車椅子使用者用便房の数（地上階）

… (D)

※ 当該施設との位置関係を示すもの・敷地内通路・当該施設に設けられている便所の構造を示す図書等を添付してください。



車椅子使用者用便房の必要数

0

○車椅子使用者用便房の配置

車椅子使用者用便房を必要数算定の基礎とした階と同一の位置に配置しているか。

☐ 同じ

☐ 異なる

・基礎とした階

➤

・配置した階

・車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないと考える理由

車椅子使用者用客席に係る必要数計算シート

別紙3

(この資料も添付してください)

整備基準

客席のある室ごとに次の車椅子使用者用客席を設置します。

・客席総数 400 席以下：2 以上

・客席総数 400 席超　：客席総数×1/200 以上

適合状況⇒

No.	客席のある室 の名称	設置階	客席総数	車椅子使用者用客席		整備状況
				設置基準	設置数	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						